

地域未来戦略の推進に関する指定都市市長会要請

国は、地方創生２．０基本構想を決定し、今後１０年間を見据えた地方創生の方向性を定め、「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」を策定した。さらにこの総合戦略で整理した施策を基盤として、「強い経済」の実現に力点を置いた全体戦略である「地域未来戦略」とそれに基づく政策パッケージにより、地方に大規模な投資を呼び込み、各地に産業クラスターを戦略的に形成していくとともに、地方の大きな伸び代である多様で魅力ある地域資源を最大限に活用し、地場産業を含む地域の産業、地域経済の持続的な成長を図っていくとしている。

地域未来戦略において地方の役割とされる「地域産業クラスター計画」については、都道府県だけではなく、指定都市も策定できることとなったが、都道府県と異なる産業クラスター形成を目指す場合に限られている。さらに、地域産業成長プラン（地域産業クラスター計画及び地場産業成長プラン）を推進するための財源措置についても、国は、都道府県が基金を設置して取り組むことを想定し、令和８年度の地方財政措置として創設された「地域未来基金費」は、都道府県への普通交付税として措置されるため、指定都市へ配分される確実性がない。加えて、地域未来交付金についても、令和８年３月９日「地域未来交付金の交付上限額に関する指定都市市長会緊急要請」において、指定都市の区分の創設等を要請してきたところであるが、その交付上限額は、都道府県と、中枢中核都市及びその他の市区町村との間で差があり、さらに、中枢中核都市に該当していない東京圏の指定都市については、その他の市区町村と同額となっている。

指定都市はこれまでも様々な場面で圏域全体を牽引する役割を果たしてきており、求められている役割も拡大していることに鑑みれば、そうした役割が引き続き十分に発揮できるようにする必要があるが、この度の地域産業成長プランにおける指定都市の計画策定権限や地方財政措置はもとより、地域未来交付金の交付上限額についても、圏域経済を支える大都市である指定都市の強みを活かすには不十分であると言わざるを得ない。

については、指定都市が圏域をリードし、都道府県や周辺市町村とも連携しながら地域産業を成長・発展させ、地方創生の更なる推進を図れるよう、指定都市市長会として下記のとおり要請する。

記

圏域における経済活動の中枢を担う指定都市が、その中核的機能を十分に発揮し、「地域未来戦略」に基づく地方創生を一層強力に推進できるよう、都道府県と同等の計画策定権限の付与及び財政措置を行い、指定都市に集積する多くの企業・豊富な人材・技術等の資源を最大限に活用し、地域の実情に応じて圏域全体の発展を牽引する役割を果たせるよう制度設計を行うこと。

令和８年７月２７日
指定都市市長会